

職場のハラスメントと企業の対応

～安全配慮義務の観点から～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事) ・ 渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会 ・ (一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会 ・ (一社) 池袋労働基準協会

セクハラ・パワハラ等、職場におけるハラスメントは、職場環境の悪化をもたらすのみならず、賠償問題に発展する等、企業イメージの低下をも招来します。そのため、企業においては、職場のハラスメント防止は喫緊の課題です。

業務指導における裁量権の範囲や、訴訟において問われる責任、請求される損害賠償について、弁護士が裁判例等を基に解説します。人事・労務管理の担当者に参加していただきたい講習会です。

記

- 1 日時 2019年6月21日(金) 14:00～16:00 (開場・受付は 13:30～)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)
- 3 講師 木村 恵子 弁護士 (安西法律事務所)
- 4 内容
 - ・セクハラ・パワハラと企業の責任
 - ・指導監督、業務命令の権限の限界
 - ・精神疾患の発症と労災認定
 - ・ハラスメントによる精神疾患発症に対する安全配慮義務
 - ・企業がとるべきハラスメント防止対策
- 5 受講料 (消費税・資料代含む) 会員 5,000円 それ以外の方 7,000円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等

② 受講申込：裏面「申込書」を、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。

② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内 (到着から 6 月 21 日まで 2 週間ない場合は 6 月 14 日(金)まで) に次の銀行口座にお振込み下さい (振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱UFJ銀行 田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい (例 0621 〇〇カイシャ等)			

③ 受講の取消：6月14日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします (振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問合せ先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田,品川,大田,渋谷)及び新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

「職場のハラスメントと企業の対応」

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

（実施日： 2019年6月21日(金)）

14:00~16:00 開場・受付 13:30~

申込 Fax. 送付先 (一社) 三田労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3451-7692

	いずれか、○をお付け下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・三田会員・品川会員・大田会員・渋谷会員 ・新宿会員・池袋会員 ・協会会員以外 		
事業所名				
所在地				
電話		Fax (返信用)		
申込担当者 職・氏名				
受講者氏名				
メール案内 要・否	担当者のメールアドレス			

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。

③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

講習内容に関する質問事項等がありましたら申込時にご記下さい。	
--------------------------------	--

会場案内図

一般社団法人 三田労働基準協会ビル

1階研修センター

港区芝4-4-5

TEL 03-3451-0901

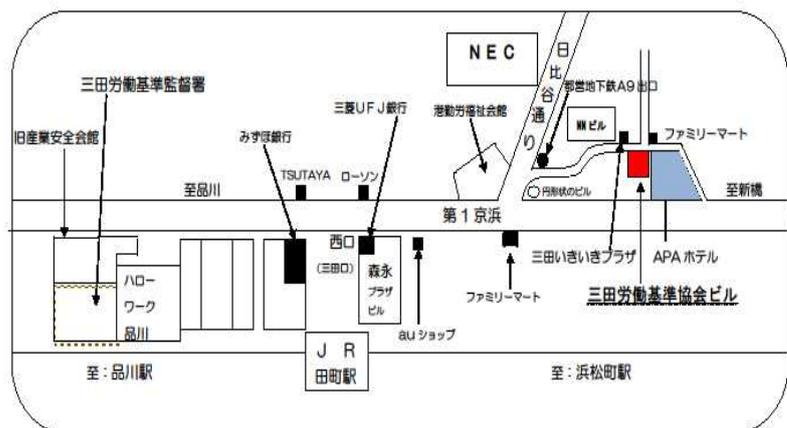
最寄駅

地下鉄三田駅

A9出口徒歩1分

JR 田町駅

三田(西)口徒歩8分



協会 使用欄	
-----------	--